

～政策関連～

中国印紙税法可決 税率引き下げ、計算根拠明文化など

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

6月10日、中国第13回全国人民代表大会（全人代、国会に相当）常務委員会第29回会議にて『中華人民共和国印紙税法』¹（中華人民共和国主席令第89号、以下『印紙税法』）が採択・公布されました。2022年7月1日より施行されます。

1988年10月1日施行の『中華人民共和国印紙税法暫行条例』（中華人民共和国国务院令第11号）、および2011年1月8日施行の改訂版²（中華人民共和国国务院令第588号、以下『暫行条例（改訂版）』）と比べ、一部課税項目に係る税率が引き下げられたほか、納税義務者の明確化、計算根拠の明文化、証券取引に係る印紙税率の明記などがなされました。

□ 主な変更点

『暫行条例（改訂版）』からの主な変更点は以下の通りです。

【図表1】『暫行条例（改訂版）』と『印紙税法』の比較

ポイント	『暫行条例（改訂版）』	『印紙税法』
納税義務者	中国国内で課税すべき証憑 [*] を作成・受領する企業や個人	左記に加え、下記を対象として明記 <ul style="list-style-type: none"> 中国国内で証券取引（預託証券を含む）を行う企業や個人 中国国内使用の証憑を域外で作成する企業や個人
計算根拠	契約書などの費用・記載金額	<ul style="list-style-type: none"> 計算根拠には増値税を含まない 明確な金額が記載されていない場合は実際の決済金額（なければ証憑作成時の市場価格）で確定する 法により政府公定価格・政府指導価格を執行すべき場合は関連規定に基づき確定する 証券取引の場合は取引金額（なければ取引日の終値）とする

※課税すべき証憑とは、『印紙税法』の「税率表」に掲載されている契約、権利譲渡文書、営業帳簿などを指す

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

¹ 『中華人民共和国印紙税法』の原文については下記リンクをご参照ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n367/c5165283/content.html>

² 2011年の改訂は印紙税に対し徴収管理を行う際の準拠法を『中華人民共和国税収徴収管理暫行条例』から同正式法へ変更したのみ。

ポイント	『暫行条例（改訂版）』	『印紙税法』
免除範囲	<ul style="list-style-type: none"> 証憑の副本・写本 財産所有者が財産を政府、学校、社会福祉機関などに寄付する場合の証憑 財政部より免税を承認されたその他証憑 	左記に加え、以下を免除範囲に追加 <ul style="list-style-type: none"> 外国在中国大使館、領事館及び国際組織の中国駐在代表機関の館舎獲得時の証憑 中国人民解放軍、武装警察部隊作成の証憑 農民、家庭農場、農民專業協同組合などの農業生産手段の購入または農産品販売の際の売買契約および農業保険契約 無利子または割引貸借契約、国際金融組織による中国への優遇貸付に係る貸借契約 非営利医療衛生機関が医薬品などを仕入れる際の売買契約 個人が電子商取引事業者と結ぶ電子注文書 (住民の住宅ニーズの保障、企業制度改革・再編、破産、零細企業の発展支援などにつき、国務院が印紙税の減免を指示したもの)
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 印紙を未貼付または過小貼付の場合、税務機関は是正を命じ、補充印紙金額の20倍以下の罰金を科すことができる 印紙を未消印の場合、未消印印紙金額の10倍以下の罰金を科すことができる 印紙を重複使用の場合、重複使用印紙金額の30倍以下の罰金を科すことができる 	『中華人民共和國稅收徵收管理法』に基づく

(関連法規に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 『印紙税法』施行後の税率

大枠は2011年の『暫行条例(改訂版)』を踏襲しながら、一部に関し項目の調整や税率の見直しが行われました。詳細は【図表2】をご参照ください。

【図表2】『印紙税法』施行後の税率

項目		税率	備考
契約類	貸借契約	貸借金額の0.005%	金融機関、その他金融機関と借入人との賃借契約
	ファイナンスリース契約	リース料の0.005%	
	売買契約	代金の0.03%	※個人作成の動産売買契約含まず
	請負契約	報酬額の0.03%	0.05%から引き下げ
	建設工事契約	代金の0.03%	建設工事地質調査・設計契約につき、0.05%から引き下げ
	輸送契約	輸送費用の0.03%	0.05%から引き下げ
	技術契約	代金、報酬、使用料の0.03%	※下記特許権、ノウハウ使用权の譲渡に係る文書含まず
	リース契約	リース料の0.1%	
	保管契約	保管料の0.1%	
	倉庫貯蔵契約	貯蔵料の0.1%	
	財産保険契約	保険料の0.1%	保険金の0.003%から調整 ※再保険契約含まず
権利譲渡文書	土地使用権、建築物所有権の譲渡などに係る文書	代金の0.05%	
	持分譲渡に係る文書	代金の0.05%	
	商標権、著作権、特許権、ノウハウ使用权の譲渡に係る文書	代金の0.03%	0.05%から引き下げ
営業帳簿	払込資本金、資本剰余金の合計の0.025%	0.05%から引き下げ	
証券取引	取引金額の0.1%	譲渡人負担、譲受人は対象外 ※預託証券含む	
【撤廃された項目】			
<ul style="list-style-type: none"> 営業帳簿につき、その他帳簿に係る1件ごと5元の印紙税を廃止 権利証、許可証明書に係る1件ごと5元の印紙税を廃止 			

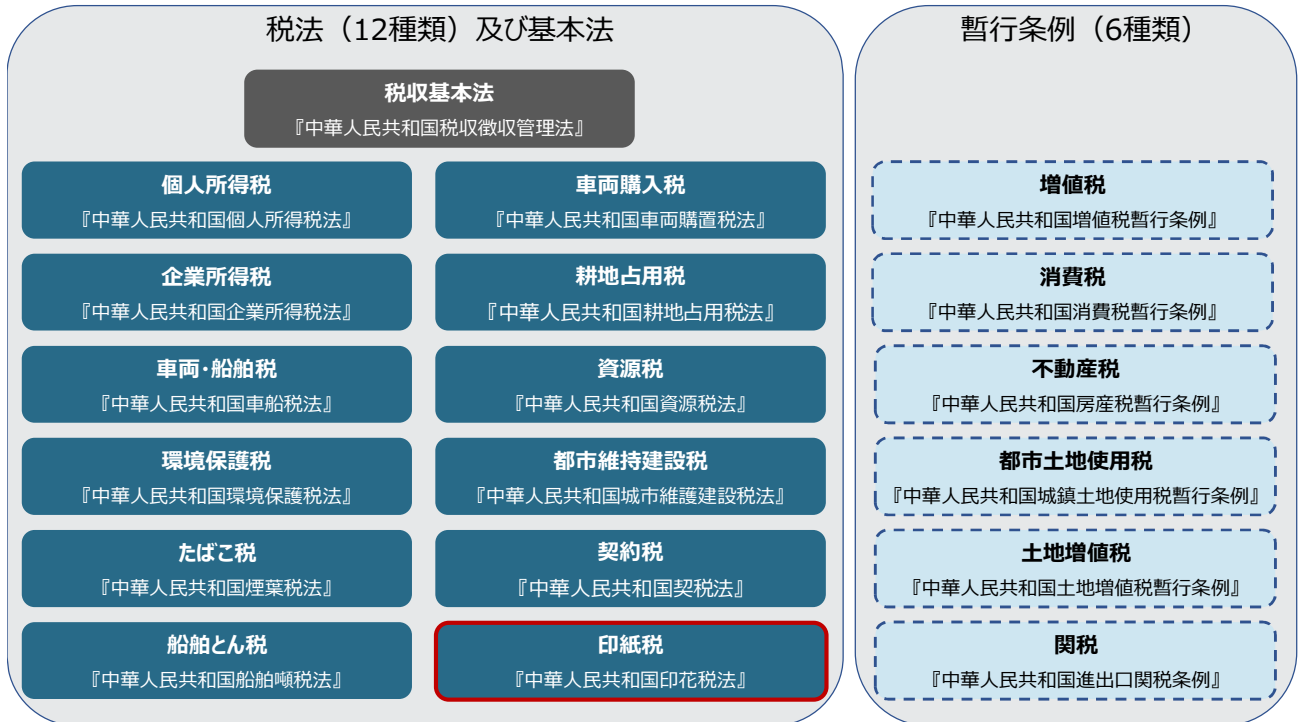
引き下げ 調整

(『印紙税法』及び『暫行条例(改訂版)』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 中国における税制の現状

本件後、中国における 18 種類の税目に関し、すでに 12 種類につき税法として立法化され、残り 6 種類は「暫行条例」となっています。詳細は【図表 3】をご参照ください。

【図表 3】中国における税制の現状



（関連法規に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ まとめ

『暫行条例（改訂版）』と比べ、今回の『印紙税法』では一部課税項目の税率が引き下げられたほか、権利証・許可証明書に係る印紙税も廃止されたため、企業の税負担軽減につながります。

また計算根拠の明確化や、課税項目の見直しが行われたことに加え、罰則については『中国人民共和国税収徴収管理法』に基づくと統一されました。税制の公平性、簡素化の観点からも、中国における税制改革が着実に進んでいるように思われます。

一方で、今回は証券取引に係る印紙税が『印紙税法』に加えられるとともに、預託証券についても同様の印紙税が発生することが明文化されました。財産保険契約に係る印紙税の計算根拠についても調整されており、関連業務に関わる企業の場合は注意が必要です。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所、会計事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 郭嘉賓

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1153)

E-mail：Jiabin.Guo@mizuho-cb.com

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については真社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。